

平成23年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

---

平成23年9月1日(木曜日)午後14時00分 開 会

---

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	15番	山内庄兵衛君
8番	佐藤文雄君	16番	廣瀬義彰君

---

欠席議員 なし

---

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	横瀬典生君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君
環境経済部長	山口勝徑君	代表監査委員	久保田喜久男君

---

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子

---

議事日程第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

諸般の報告(市長から新盆回りの説明・質疑応答)

日程第3 報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

日程第4 報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

- 日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について  
報告第10号 専決処分の報告について
- 日程第 6 議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について  
議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）  
議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）  
議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について  
議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について  
議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

諸般の報告（市長から新盆回りの説明・質疑応答）

追加日程第 1 緊急質問

1 5 番 山内庄兵衛議員

1 4 番 栗山千勝議員

日程第 3 報告第 7 号 平成 2 2 年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

日程第 4 報告第 8 号 平成 2 2 年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

日程第 5 報告第 9 号 専決処分の報告について

報告第 1 0 号 専決処分の報告について

日程第 6 議案第 4 8 号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について

議案第 4 9 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 0 号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 1 号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びかすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 2 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 3 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 5 4 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 5 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 6 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 7 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 8 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 5 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 0 号 平成 2 2 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 1 号 平成 2 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 6 2 号 平成 2 2 年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

日程第 7 決算審査特別委員会の設置について

---

開 会 午後2時00分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は16名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成23年かすみがうら市市議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小座野定信君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市市議会会議規則第81条の規定により、10番 鈴木良道君、12番 矢口龍人君、13番 藤井裕一君を指名いたします。

---

日程第 2 会期の決定

○議長（小座野定信君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、議長、副議長が出席した会議等については、お手元に配布いたしました各月の行事等一覧表のとおりであります。

次に、閉会中における各委員会の開催状況については、お手元に配布いたしました委員会活動

状況一覧表のとおりであります。ごらんおきます。

次に、閉会中の所管事務調査として、総務委員会・文教厚生委員会・産業建設委員会の調査の経過並びに結果について、委員会の調査結果報告書が提出されておりますので、順次、委員長の報告を求めます。

最初に、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

#### ○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

総務委員会の閉会中における所管事務調査の協議の経過等についてご報告いたします。

本委員会は平成23年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました。所管事務の調査項目につきまして、8月10日に委員会を開催しました。協議事項といたしまして、防災についてということで、防災暫定計画及び予算措置について、千代田庁舎の災害復旧について、行政組織の改革について、総務委員会の所管に関する事項についてということで、かすみがうら市消防団再編計画について、公用車の運行についてということで、市長公用車の運行等について、入札制度について、以上、6件の調査を実施いたしました。

調査をするに当たりましては、執行部より担当部課長等の出席を求め、説明を聴取しながら慎重に調査を実施いたしました。

1点目の防災暫定計画及び予算措置についての調査においては、東日本大震災を踏まえ、防災計画の見直しまでの間に運用する暫定計画等について調査を実施いたしました。

2点目の千代田庁舎の災害復旧についての調査において、市が計画している千代田庁舎の復旧については現在の庁舎の耐震強度が不足していること、今後は耐震補強することにより、現在の庁舎を使用していく方針であることを確認いたしました。

3点目の行政組織の改革についての調査においては、職員数の現状や見込み等について説明があり、定員適正化計画における職員数の目標は達成しており、現在の事務事業やその執行方法を維持していくためには、行政組織の規模や職員数について、現状を維持していく必要があるとの説明がありました。

4点目のかすみがうら市消防団再編計画についての調査においては、現在の10分団54部制を10分団21部制に再編する計画の説明があり、それに伴い現有の56台の車両を21台にする計画であること、消防団員の条例定数660名は維持していく考えであるとの説明がありました。

5点目の市長公用車の運行等についての調査においては、前回に引き続き、公用車の運行の状況を調査しました。また、今後の公用車の管理においては、管理規定を定める方向で検討中であるという説明がありました。

6点目の入札制度についての調査においては、制度改正については9月までの入札の状況を集計し、入札制度検討委員会で協議をしていくとの説明がありました。

以上、概要を申し上げましたが、協議の経過、内容については、お手元に配布させていただいている委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で、閉会中の所管事務調査に係る総務委員会委員長報告を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで、文教厚生委員会委員長からの報告についてであります。文教厚生委員会からは会議

規則第99条の規定による委員派遣承認要求書が7月5日付をもって提出され、文教厚生委員会所管の被災した施設等の現状確認のため、委員派遣をすることを7月5日、議長において承認しておりますので、その結果も含めてご報告願います。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

#### ○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

文教厚生委員会の調査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は平成23年第2回定例会において閉会中の所管事務調査として決定されました調査項目について平成23年7月5日、6日、及び8月25日に委員会を開催いたしました。

7月5日、6日の委員会では、委員会の調査事項として文教厚生委員会の所管に関する事項について調査をいたしました。当事項の調査として、東日本大震災により被災した文教厚生委員会所管に係る施設等の現状確認について現地調査をするため、5日の委員会において委員派遣を議決し、議長に対し委員派遣承認要求書を提出し、議長より承認を得た後、5日に千代田地区の施設等を、また、6日に霞ヶ浦地区の施設等について、2日間で合計28カ所の現地調査を実施いたしました。

現地では、各担当部署から修繕等の対応状況について説明を受けました。両日とも現地調査終了後、会議室において引き続き調査を実施し、執行部より今後の予定も含め報告、説明を受けました。その中におきましても、千代田中学校の体育館においてはつり天井が広範囲に落下したということで、幸いに生徒にけがはなかったとの報告でありましたが、各委員より、今後の修繕については慎重に実施してほしいとの意見が出ました。

次に、8月25日の委員会では、教育施設、文化施設、体育施設、及び福祉保健施設に関する事項として、さくら保育所の民営化についてを議事とし、説明を求めました。さくら保育所の民営化につきましては、一部の委員からは、公益法人であるから営利を目的としてはならないとの意見もあり、さらには、その意見に加え、雇用条件が大変よくないというような意見もあわせて出されました。

今、このさくら保育所の民営化という取り組み、これは先ほど市長の答弁の中にもありましたとおり、日本全国における中で公益法人がどのような財政運営をすべきかということも含めて、先般、2008年には公益法人に関する幾つかの法律が改正されまして、皆さんもご承知のとおり、国において事業仕分け等で行われたような財団が各種会計の基準を見直して、今現在、名称等も変更して運用している状況でございます。

当市におきますさくら保育所の民営化というのは、これは皆様もご推察のとおり、公費の負担をなるべく圧縮したいという考えに基づくものであります。しかしながら、サービスは低下してはならないということもあります。ここで営利を目的としない法人ということをお宮嶋市長における執行部において、これを原則としてとらえることは、私、委員長としては各種公益法人の法律改正には即さないなというふうを感じる次第でございます。

そういった中で社会福祉法人は、先般、2008年の公益財団法人等の法律改正には直接該当はしませんけれども、社会福祉法人の会計基準も例年見直されておる形でございます。これは保育所に限らず、介護関係もあわせての見直しでございます。そういったことから、単に公益法人が営

利を目的としないということから、すなわち、その事業が赤字でなければならない、こういう意見になって、解釈になってしまいますので、こういった事態は今後のこの厳しい財政状況の中ではそぐわないというふうに理解するわけでございます。

そういったことから、このさくら保育所の民営化については、このスポット的な事業の計画発表が若干拙速な形はありますけれども、関係の地権者の意思の合意、さらにはその保育所をご利用される園児の皆さん、保護者の皆さんの合意形成が最低必要でなかろうかというふうに委員会でも申し上げた次第でございます。

それに加えまして、改めて執行部におかれましては、この社会福祉法人の、営利を目的としないという、この原則に現状の民営化の形の中でこういったことが本来市民の皆様、国民の皆様のためになるのかということ、いま一度精査をいただければというふうに考える次第です。

また、福祉部門（あじさい館）の教育委員会の事務委員についても議題といたしまして説明を求めました。こちらにおきましては、先ほどの総務部長の全員協議会における説明のとおりでございますが、一元化の方向であるということまでの事務的な言及でありましたけれども、ひいては霞ヶ浦庁舎から教育委員会が移転し、その空いた霞ヶ浦庁舎の部分をどのように活用するのか、こういったことに結びつくわけでございます。

そういったことから、議員の皆様におかれましても、本件につきましてはいま一度慎重なるご検討をいただければというふうに考える次第でございます。

また、国民健康保険、介護保険、及び国民年金に関する事項として、国保税改正に伴う中間報告と本算定の状況についても議題といたし、説明を求めました。

そして、最後に、小学校教育及び中学校教育に関する事項として、高校への進学率についてを議題として調査いたしました。こちらにつきましては、前年度の県内の各市町村の進学率の統計表がありまして、当市が県内でも44市町村中43番目の高校進学率ということで議題としたわけでございますけれども、率から言えば90後半という数字でありまして、その数字だけをもとに考えれば、特段の問題はないのではないかというような執行部からの意見もありましたが、私は、事務方のトップなら理解できる部分もあるのですが、教育者の代表である菅澤教育長が若干、数名進学できない者があっても特に問題はないと、開口一番おっしゃいました。私は、今後、先ほどのあじさい館も含め、教育委員会が新たな事業にも取り組むという部分、さらには当市の子供たちが将来にわたって、この経済が大変な状況においても才能を将来のために磨かなければならない。そういったところから、私は、非常に疑問視する答弁であったというふうに考える次第でございます。

そして、宮嶋市長にも菅澤教育長を任命、推薦したことをいま一度ご認識をいただいて、当市の教育委員会、ハード面も含めた事業展開をよくお考えいただければというふうに思う次第でございます。

以上4件について調査を実施し、執行部から説明を受けた次第でございます。7月5日、6日の調査の内容、経過につきましては、後ほど調整いたします委員会会議録をごらんいただきたいと存じます。なお、8月25日の会議録が次期定例会に配布予定でございますので、よろしく願います。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の所管事務調査の協議経過についてご報告をいたします。

本委員会は、平成23年第2回定例会で閉会中の所管事務調査として決定した調査項目について、7月27日に委員会を開催いたしました。委員会の協議事項として1番目に、負担金、補助金及び交付金に関する事項、2番目として、商工業の振興に関する事項の2件を調査いたしました。

1番目の負担金補助及び交付金に関する事項としまして、市の商工会補助金についての経過等の説明を受けました。

2番目として、商工業の振興に関する事項として、板橋区のアンテナショップの概要について説明を受けました。アンテナショップの開店が7月ということもあり、この件に関しましては、その後の経過等も見て、再び調査いたします。なお、委員会の調査経過並びに概要についてはお手元の会議録のとおりであります。

以上で産業建設委員会の委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で委員長報告を終わります。

次に、監査委員からの報告、法第235条の2第3項の規定による平成23年5月から7月分までの「例月出納検査報告書」及び法第199条第9項の規定による「平成23年度財政支援団体等監査（指定管理者監査）結果報告書」の抜粋（写）をお手元に配布いたしておきました。

なお、全文は議会事務局に保管してありますのでごらんおきいただきたいと思います。

次に、本日までに受理いたしました請願は、お手元に配布いたしました「請願文書表」に記載のとおり、請願第6号「教育予算の拡充を求める請願」及び請願第7号「早期の学校耐震化及び教育復興を求める請願」の2件であり、所管であります文教厚生委員会に付託したいと思いますので、ご報告いたします。

また、陳情2件を受理し、お手元に写しを配布いたしましたので、ごらんおきいただきたいと思います。

次に、平成23年第2回定例会の会議録を配布しておきましたので、ご活用願いたいと思います。

なお、会議録に誤字等が発見されたため、あわせて正誤表を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

次いで、今回の「新盆回り」の新聞報道等の経緯等について市長から報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

本日は、平成23年第3回市議会定例会の開会日にご参集いただき、大変ご苦労さまでございます。

このたびの私の起こしました新盆回りに関する不祥事につきましては、議員の皆様初め市民の皆様大変なご心配、ご迷惑をおかけいたしました。この場をおかりしまして深くおわびを申し

上げます。申しわけありませんでした。今後はこのようなことを二度と繰り返さないよう努めてまいり所存でございます。

なお、本日、上程いたします議案につきましては、慎重なご審議を賜りますよう、あわせてお願いを申し上げます。

**○議長（小座野定信君）**

質疑のある方は挙手願います。

8番 佐藤文雄君。

**○8番（佐藤文雄君）**

今、不祥事に対して、二度とこのようなことがないようにおわびを申し上げますということだけだったんですけれども、全員協議会でかなり議論がされましたけれども、簡単にそのおわびという中身だけじゃなくて、釈明をきちっとやっていただきたい。内容について全協でお話したとは思いますが、整理をして簡潔にご答弁、もう一度、釈明をお願いしたいと思っております。

**○議長（小座野定信君）**

市長 宮嶋光昭君。

**○市長（宮嶋光昭君）**

経過等につきまして、少し詳細にお話をし、おわびを申し上げたいと思っております。

まず、この新盆回りにつきましては、例年、数十年にわたり私は続けてきたことでありまして、大変軽率であったわけでありますが、自分で新盆回りをすれば公選法上のことも全然問題ないと、こういうふうな認識でございました。昨年もやっておりましたが、ことしも同じような形で新盆回りを、線香と現金を持って、現金というかお香料を持って、市内の45軒、また、市外は全然問題ないわけでありますが、市外15軒と合わせて60軒ほどの新盆回りを13、14日の2日におわたって行ったものであります。

13、14に回りましたので、その週の金曜日の夜に、どうも警察のほうでこのことを調べているようだというような話をちょっと伺いましたので、何か問題があるのかなという認識をそのとき持ちまして、土日挟んで月曜日の朝一番で土浦署のほうへ出向きまして、警察が捜査に入っているような話も聞くんですが、何か差しさわりがあったのでしょうか、あったとすれば大変申しわけなかったということを申し上げました。

署長と捜査2課長にお話をしたわけでありますが、そのときに、詳細をお話しするつもりでありましたので、13、14日に回った、基礎データになっております名簿をお持ちして、それから配った内容等について詳しく説明を始めましたところ、資料が原文そのままであったので、少し乱雑なところもありまして、改めて資料を出してほしいと、きちんと整理して、市内の分だけ出してもらえばいいよということをおっしゃいました。

署長には、いわゆる自分で回れば問題ないと思っていたことが問題あったのかなということをお聞きしたところ、署長は、そのことについてはノーコメントということで、捜査はしているということのみをおっしゃいました。どうも捜査しているということは、これはまずいんだなと思ったわけでありまして、その後、新聞記者の方のお話等もありまして、どうもいろいろなケースが公費で出したり、私費で出したり、ものを配ったり、お金を配ったりと、いろいろなことがありますが、いわゆる私が思っていた、自分で配れば問題ないというのがどうも誤りであったみた

いだと、そういう認識に至りました。

その勘違いの主な原因は、いわゆるお葬式の際、または通夜の際は自分で回れば問題ないということを確認しておりましたので、そのことを新盆回りにもうかつにも適用してしまった、ということでありまして、公選法の寄附行為に当たるらしいという認識を今、持っておりまして、こういったことで初歩的なミスではありますが、市民の皆様、また、関係者の皆様、また、こういう大変面倒なことでお忙しい警察を煩わせたということをお大変心苦しく思っておりまして、そのことについて、決してもうこういうことのないように、来年からはこういった回り方はしないと、こういうふうを考えておりますので、お許しを賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

全協でも、今の説明でも、公選法違反という認識が全くなかったと。あわせて、旧霞ヶ浦町で当時の町長が新盆回りで私費で生花を送ったということや、公選法違反容疑で書類送検されたということについても失念していたと。あわせて、坪井市長が洋酒を配ったということについても全く忘れてしまっていたというふうな答弁が前に全協でありましたけれども、公職についている者がこういう事態について全く認識をしていないというのは、ちょっと市民の皆さんにとっては非常に不思議だというのが大方の意見なんですね。これについてだれかに相談というのはしなかったのか、その点について一つお伺いしたいと思います。

それと、後でお調べになったかどうかわかりませんが、新聞では、選挙管理委員会では公選法違反の疑いが強いということになりますと、何らかの処分が来るものというふうに思います。私は、間違いなくこれは公選法違反だというふうに判断しておりますが、これについて選管のほうとの接触、選管からの答えはなかったのか、その2点、お聞きしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

相談したのかどうかということではありますが、そもそも自分で回れば問題ないという認識でありますし、去年は自分で回った中にも政治家の方々の線香等も見ていたわけでありまして、何年もやっていますから、当然、新盆回りでは何年もこういうことを繰り返してきていたわけでありまして。もともと、全然、お葬式、通夜と同じ認識を持っておりましたので、相談しなかったというわけではないのですが、新盆回りはするよということをお秘書課にも話しておりましたので、どういふふうな回り方するか、全戸にメッセージでも出したほうがいいのか、従来どおり線香を持って歩いたほうがいいのか、お盆になるまでははっきり決めていなかったわけですが、少なくとも公的な方にはお線香だけは持って回ろうということで、1週間ぐらい前にお線香だけはつくっておいたものであります。

メッセージ等をその後、全戸に流したりとか、あるいはメッセージだけ持って歩くという意識は全然なかったわけでありまして、問題になってからですね、警察に行ってから、警察に行ったときも、まあ、警察の署長と課長の話では、問題があるとは言っていないんですね。ただ捜査す

るということをおっしゃったので、捜査するということが問題があるんだろうと私はそのとき初めて認識したわけです。で、帰ってきて、秘書課のほうに、帰ってきてから、どうなんだろうかと、これ、やっぱりまずかったのかなと、こう言いましたところ、今、庁内の選管の担当者に聞いているんだけど、どうもはっきりしないという返事をいただきました。

そのうちに、いずれにしても、何かもしかしたらまずいんだろうと思いましたから、ましてや警察がこの忙しいのにそういったことで迷惑かけているということで謝ったわけですが、少なくともその1点では、それから市民の方も、何だよということに心配しているということに対しても大変ご迷惑をかけたということで、謝らなければという考えでおりました。

そうこうしているうちにすぐ新聞社が参りまして、新聞記者の方から、こういうケースはこうだよ、それから何年か前に坪井さんがこうだったよ、それから、郡司町長がこうだったよという話を聞きまして、なるほど、そうなのかなと。その時の話でも、公費でやれば問題なかったんだという話が、郡司町長の場合は公費でやったから問題なかったんだという話を新聞記者から聞かされましたが、で、そう言われてみれば、ああ、なるほど、公費でやればいいのかなと思ったんです。

ところが、その後ですね、やはり新聞記者の方が言っていたことも必ずしも当たっていないと。公費でやっても私費でやっても全部だめだったという情報もありまして、いずれにしてもこの新盆回りっていうのは、日本人の古来からの習慣でありますから、ただ、公選法が改正になってからいろいろな適用、違法事例が出てきているわけでありまして、非常に判断が分かれるところであるというのは大分私も認識しましたが、しかし、そういったことのかんにかかわらず、あえてそういうリスクを冒してまでやるべきものではないなど。これは自分の認識が間違っていたと。こういうのは一つの、政治家になった以上、悪癖であると。これはもうきちんとけじめをつけて、来年からはお悔やみ申し上げるときも名刺1枚なりメッセージを出しておくなりと、そういった対応にしようということをお、考えているところでございます。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、選挙管理委員会との接触はなくて、新聞記者のほうで県の選管なりに情報を提供して、こういう場合どうなのかということで公選法違反の疑いがあるというふうな記事を書いたというふうに私は取れたんですけども、直接選管に問い合わせたことはないということで、新聞記者からの情報だということですね。まず一つ。もう一つね。違うようだったら違うって後で言ってください。

それと、ブログで、今後は警察署や選管当局の指示に従い、きちっとした対応に努めますということなんですけれども、前回の、当時の旧霞ヶ浦町長は、書類送検されて起訴猶予というふうになったというふうに聞いておりますが、今、今後は警察署や選管当局の指示に従い、きちっとした対応に努めますというふうに言っていますが、これについてはどういうふうな判断をするのか。今、考えていることがあればお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

警察署に月曜日に報告に行って、帰ってきてすぐ、まあ、記憶によればですよ、秘書課に、やっぱりまずかったみたいかなという趣旨のことを言いました。そうしたら、秘書課長が、今、選管に問い合わせしているっていうのは、そのときの私の感じでは、市の選管に確認している。だけど、どうもはっきりしないみたいですよということだったんです。で、その選管の見解がはっきりわかったのは、私は新聞報道によって、県の選管が違法性が高いという記事が新聞記事に載ったので、ああ、県の選管はこのケースでそういうふうに判断しているのかなと、こういうふうに思ったわけでありまして。

あと、もう1点、今後の事態の推移にどう対応するかということだと思っておりますが、今はすべて警察の捜査にお任せしておりますので、警察の判断、もしくは、さらに送検になれば検察の判断ということになると思うんですが、いずれにしても司法判断が出てからきちんと対応したいと思っております。

○議長（小座野定信君）

よろしいですね。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。

15番 山内庄兵衛君から「火葬場の建設について」及び「放射能対策について」、14番 栗山千勝君から「公選法違反について」の緊急質問の通告がありました。

緊急質問の件を議題とし、採決いたします。

この採決は起立により行います。

15番 山内庄兵衛君並びに14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、ただちにこれを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

しばらくお待ちください。

ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、15番 山内庄兵衛君並びに14番 栗山千勝君の緊急質問に同意の上、この際、日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、発言を許すことは許可されました。

---

追加日程第 1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行います。

なお、緊急質問における、質問の発言時間については先例及び議会運営委員会の決定により、20分間といたします。

順次、発言を許します。

15番 山内庄兵衛君。

○ 1 5 番 (山内庄兵衛君)

緊急の動議を出したところ、皆さんにご賛同いただきありがとうございます。

きょうは3時間にわたり全員協議会で斎場問題が討議されまして、私も手を挙げたら、緊急動議でありますので発言は遠慮しろということでした。したがって、今回、動議を出しましたので、発言を許させていただきたいと思います。

斎場の問題については、延々と3時間にわたりましての協議がありましたけれども、6月6日、宮嶋市長は単独でかすみがうら市では行うという発言をいたしました。それをもちまして7月中に全員協議会の中で、いろいろ協議をされました。そして、場所等について、8月18日の斎場組合の定例会においては、今月中に、今回の議会では場所をはっきりすると申し出ておりました。先ほどの全員協議会の皆さんの質問の中で、宮嶋さんは実に言葉巧みにこれをかわしたなど、すばらしい頭脳の持ち主であると思う反面、市長として、死者を冒瀆するに余りにもひど過ぎるなどという感じもいたしました。

というのは、先般の全員協議会で9カ所の場所を指定してまいりました。霞ヶ浦地区に7カ所、千代田地区に2カ所、1カ所は下志筑の1700番地台、これは1反2畝であります。田んぼにすればですね。あとは西野寺のグラウンドのあります、今、日立製作所に貸しております1町2反歩のところであります。この2つのところが千代田で出ていまして、宮嶋市長は特別委員会の中で委員の質問に答えて、千代田地内ということになると、その2カ所に限られてくるわけでありまして、で、公用地にする。公用地にするということは、下志筑の地内は公用地ではありませんから、当然、西野寺に決まるのではないかということになりますね。

で、宮嶋市長は、大半の人の質問に、先ほどの質問には、場所を決めるということは、今、9月に発注して10月に入札をするということだから、それに反対しているから、この場所を決めることは少し延ばしてほしいということでもありますけれども、質問の内容は、場所を設定すると、私の考えに賛成しているんだなというような感覚を先ほど言われましたけれども、これは言葉じりですよ。揚げ足取りということなんです、宮嶋市長。これは幾ら言葉巧みであっても、今回は示すというところだが、私はここを予定していますぐらいはちゃんと行って、ちゃんともう、6月6日にもやって、8月の18日にも、9月にはちゃんと決めますよと、私の一般質問に答えているんですよ。斎場の。

ですから、そういうものを作って、それからどうするのか、これはきちんと。みんな市民が言っているのは、場所はどこになるんだろう、本当につくるのかなということ。言葉巧みにかわして、本当の腹の中はやらないではないかなと思うんです。石岡市に賛成、今、斎場組合にきちんとやるならば、きちんとやるように。先ほど小松崎議員が言ったように、もう斎場の部分、そして窯の部分、私も何回か行っています。そこまでおいて、小座野議長も言いましたように、8000万。全体の5億4000万のうちの8000万は宮嶋市長の考えで石岡斎場を変えたということは宮嶋市長のすばらしい行動であった。さらにそれもだめだ、そして、窯は6つ以外はだめだと、石岡の市会議員さんが、この間、前島さんと高野さんと、2人の議員さんから行って、どうしても久保田市長と、副市長であります、島田穰一副管理者もともに変更はしないということでもありますけれども、これをさらに建設の設計を見直すということになるとたくさんのお金がかかるからでき

ないと。そして平成43年度を見計らえば、そして長期的に見れば、1日2回の焼き方であって窯を長持ちさせるということも大切だということで、どうしても6つ以下には切れないというのが管理者の答弁であります。

それをどうしてもまた設計から見直せということで、今回も宮嶋市長はそれらについてどうしても譲れない。随分向こうも歩み寄ったならば、私は歩み寄っていくのも、これは妥協性っていうんですよね。もとに戻れば、戦争の話をすれば、茨城の人たちが一番妥協性がなくて、玉砕の島にみんな送られちゃった。ね。立派な人がないから。みんな足元引っ張っちゃうから。やはり妥協性というものが茨城人にとっては欠けている。その宮嶋さんがそこまで相手が折れたら、自分の考えばかりじゃなくて折れてくれたことについては、どちらの市長さんも、2人の市長さんも、残りの、みんなもう少し妥協性があればということをおっしゃっています。宮嶋さん、そこらで妥協するのが本当ではないかなと思います。

さらにもう一つ、合併特例債が使えるということをおっしゃっていますが、齋場組合を抜けないでさらに単独でやって合併特例債が、齋場組合は3つの市が一緒になっているんですよ。それが解散しないで、齋場が石岡齋場、千代田齋場と2つができるわけがない。この前から言っている。この前の特別委員会でも宮嶋市長は特例債はつくと言っているんですよ。県で言っている。県のどなたが、何課のどなたが言ったのか答弁をいただきたいと。

答弁、この2つについて、齋場問題はお願いしたい。

放射能の問題に触れます。原発事故、原子力のセシウムの問題、これは広島型原爆の36倍の放射能が出たわけでありまして。そして、長崎にセシウム型が落ち、そして昭和28年には第五福竜丸の事件。私のおじが、政府が動かないものから、マグロ漁業の会計主任としてアメリカはワシントンに乗り込んで、単独で交渉してきた結果、第五福竜丸の補償をもらってまいりました。名前は日下 久といいます。うちのおやじの弟でありますけれども、それで解決をした。これは夢の島に第五福竜丸がありますから、そこに行くと名前が載っております。

そして、JCO事件が10年前に起きました。私は先頭になって補償の問題しましたが、  
-----どこの農協も口合わせて風評公害ない。観光協会は、それでも、私はがんとして引かないで交渉しました結果、予定額の100%をいただきました。

今度は放射能がたくさん出てまいりまして、そして、人体をむしばむ目に見えないものは、幸いにして雪入山から、八溝山系のこの山並みで、筑波山系で上昇気流が4メートルぐらいありますから、そして霞ヶ浦の先まで上昇気流で流されております。したがって、学校の放射能の調査をいたしますと、上佐谷小学校が一番低く、そして龍神山が、山を削ったためにあそこに気流が少し入ってくるから新治小学校が高くなっておりますけれども、放射能の心配はありません。

そして、先般、農作物の被害調査のが家庭にまいりましたけれども、かすみがうら市の放射能については大丈夫でありますけれども、私どもは観光農業、そして園芸作物をつくっている人、みんなそれぞれ、米の農家も、全部出荷をしなければならぬ。私たちは農作物で生計を立てている人が大半であります。私、南共済の副組合長をやっておりますけれども、南共済は3万7000軒あります。その中で今のところ放射能はありませんけれども、銚田町では既に放射能が人体に影響のある数字は出ておりませんが、相当の数量が出たということで風評公害というのが

ひどくて、私どもがやっている観光農業はほとんど観光が閑古鳥が鳴いております。きのうもおとといもわずか観光客は4人であります。人を頼んでも、頼んだ手間賃のほうがお金は支払いが多いわけであります。風評公害というのは本当にひどい。私が計算でやりましたJCO事件には、これらは、千代田の観光の残ったあれはね、9月の30日ですから、10月の1日からずっとなくなつた、その数字を計算して半額を欲しいということで計算をいたしました。1人当たり幾らということで計算をして、税務署ともちゃんとかけ合せてやりました。そして、その結果、JCOと県の立会いで交渉いたしまして、もらいました。そのときの農協の組合長初め、みんな風評公害でおまえが騒ぐからもらえねんだと。茨城県42農協がわずか3億しか請求しない。――

――ですから15億の請求がありました。これは最後まで闘いました。――  
――出るところまで出ようじゃないかということで、私は闘いました。そうしたら、とにかく山内さん、何とかするから、一生懸命やるから補償の問題はあなた方の言い分を聞きましょうということで、県の立会いで管財人がのんでいただきました。その結果、要求の98%が出てまいりました。

やっぱり人間は度胸と、そして本当の農家を思う命がけの仕事でなければならない。宮嶋さんも斎場問題は命がけだなんてうそばかりであります。命がけっていうのは、本当に命はしまつたって、日本の国家を守るために本当に死んでいった人は兵隊しかないんだよ。今、原発で、服を着て、きのうも2人、放射能を浴びてしまったけれども、あの人は1日52万円もらってもあの人は本当に命がけだと思うよ。政治、生命だの何だのって軽々しく言わないで、市民のために聞いてほしい。そして、放射能の問題も、これは風評公害、今からの問題であります、果樹は。そして稲作も今からでも問題であります。稲刈りを各地で始めましたけれども、これらの問題は補償の問題は担当課を初め市長が先頭を切ってしっかりとかかっていたきたい。

幸いにして、学校の放射能だけは、まあ、助かっております。ですけれども、ロードフラワーのあそこの花には少し高い放射能がありました。ですから、全部安心とは言えない。十二分に調査をしていかなければならないわけでありますので、ここらについても市長の、先ほどから斎場だけが命がけじゃなくて、農家を、村を。あなたは267票の差で坪井市長に勝ったといっても、勝ったから何をやってもいいんじゃないで、やっぱり命がけで、あなたに期待をかけた市民に報いなければならない。今、そのときが来ているんですよ。そのときが。そのときに本気にならなかつたら、口ごまかしで、言葉じりを取って、くらっくら、くらっくら、先ほどみたいに3時間も変わんじゃなくて、一貫してきちんとした答弁をいただきたいと思います。

緊急質問を終わります。

#### ○議長（小座野定信君）

山内議員、時間です。

山内議員に、そして議員の皆様に申し上げます。

ただいまの山内議員の質問の中で不穏当発言がございましたので、議長において後日、会議録を調査の上、処置することといたしますのでご了解いただきたいと思います。不穏当な部分につきましては、後日、会議録を確認してから処置いたしますので、ご了解願いたいと思います。

山内議員、残り2分となります。

答弁を願います。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

山内議員のまず斎場問題に対するご質問でございますが、場所については以前の全協等から8月18日の石岡斎場議会でも言ったのではないかということでもあります。まさにそのとおりでありまして、私は6月6日、先ほど来、話しておりますが、6月6日に3市でかすみがうら市は単独、2市は2市でやるという方向性で合意したわけでもあります。その中ですぐプロジェクトチームを立ち上げまして、単独施工に向けて準備を進めてまいりまして、9月の議会の冒頭あたりには土地も提示をしなくてはならないという考えで担当部署に検討を急がせていたわけでもあります。

そういう中で、8月18日、その前に7月20日に伏線があったわけでもあります。久保田管理者の記者会見での発言、さらには8月18日に久保田市長が、9月半ばに強硬に事業の発注をすると、建設事業の発注、本体工事の発注をすると。それも10月の12日に日にちまで決めて、その契約、入札結果について契約するべく議会を開くんだと。そういうところまで発言をしたわけでもあります。これも突然というか、かなりこれは強硬にやってくるのかなという思いがあったわけです。

そのときまで私は単独の場所は当然9月に発表するつもりでございましたけど、その発言を受けて、これはもしそのまま行ったら、完全にこれは法律問題になるなど。先ほどもお話ししましたけど、まず契約の相手方の業者が契約してしまうと、多分、石岡も同じだと思うんですが、4割の前渡金の請求がまいります。この前渡金の請求は数億になりますから、この前渡金の請求に耐えられるだけの多分、石岡の斎場組合にはそれだけのお金はないのではないかと。かすみがうら市は支払っていないわけでもありますから、ないのではないかと。そうすると、支払い不能になる。深刻な法律問題に発展します。建設業者側は払ってくれと。払ってくれなければ着工できないという話になると思います。今度、石岡の斎場組合の方は、かすみがうら市が払わないから払えないんだと。じゃあ訴えようかなんていう話にもなりかねないと。そういうことを当然、考えを思い巡らさなくてはならないわけでもあります。

そういう中で、これは単独の準備は着々と進めてまいってはいたのですが、これはちょっとこの場所で、この場ではこちらでもう単独、単独ということを取りあえず足踏みをした方が得策ではないかと。それで実際に石岡がそこまでやるんだろうかと、少し見極めた方がいいのではないかと、そういう判断をするに至りました。これは相手方の出方によって、やはり政治っていうのは変えていかなくてはなりませんから、幾ら決めたからこうだと、例えば何日に解散するからという腹で決めていたって、これはその政治状況によっては解散しない場合もあるし、解散する場合もあるし、国の政治だって同じだと思います。これはその状況、状況で変えていかないと責任は取れないわけでもありますから、そういった考えのもとに先ほど来、場所の発表も含めて、一応、単独整備での今までの成果分については、プロジェクトチームの成果分については、これはでき上がっているものでありますから、これは発表させていただきますが、その先の場所について発表して、さらには今度、場所を発表するという事は、現場のその場所について地元の説明会であるとか、あるいは説得に入るわけでもあります。そういうことをどんどん進めるということになりますと、より具体化してくるわけですから、そっちもこっちも大混乱になるわけです。簡単に地元説明会をやっておいて、訴訟問題を片方で片づけるなんていうことはできませんから、ど

っちみち訴訟になった場合は、大体、合併特例債の単独でやっても二市でやっても、訴訟になっちゃったらどっちみち、どっちの事業も進まないと思います、これは。石岡も進まない。我が方も単独では進まないと思います。ですから、これは法律問題になるのかどうかを見極めてから進んでも遅くはないと。長くても2カ月間だと思のですが、石岡市長の言うのをそのままに受ければ長くても2カ月間だと思しますので、その間を見極めたいと、こういう判断でございます。

その前に、現在の石岡、小美玉側から示されている案に妥協したらいいんじゃないかというお話であります。これは逆に、ぜひとも石岡、小美玉の市長につてがあれば、そちらにお話をさせていただきたいと思。というのは、私はもともと選挙中は、この事業に関しては全体事業23億であるが、市の負担は1億5000か2億であればできるんだよと。みんなでやったら、火葬場を現有の土地でやれば、もう10億以下でできるわけですから、六、七億あればできるわけです。火葬場だけつくるのだったら、で、5基でつくればそれで間に合うわけです。現有でやっているわけですから、4基で。それを、そういう観点から2億ということを上限にしていました。しかし、今は単独でやれば3億と。でも、そう言っても身もふたもないので、4億まではという腹は固めて交渉しておったわけです。

すなわち、私は、2億から4億まで譲っているわけです。そこまでは妥協するよという線は出しているんです。じゃあ、相手側はどこまでずれてくれたかということ、七、八千万はずれてくれたわけでありましたが、5億4000が4億六、七千になっただけです。だから、私は全然妥協しないと。言っているわけじゃなくて、相当の、相手方以上の妥協はしているつもりであります。だから、それを逆に市民側から言わせたら、宮嶋は2億でやるって言って、何だい、でかいこと言ってたと。私は、市民に対する、選挙を当時の支持してくれた方々に申しわけが立たないと。2億もオーバーして言っているんですから、本来であればそんなことはやりたくはないのでありますが、2億って言ったんだから2億で現在の施設のところに建ててもらって、六、七億の規模でやってもらえば一番いいわけですが、それは妥協の産物でやむを得ないだろうということで判断を今しているわけでございます。そこら辺はご理解をいただきたいと思。います。

また、特例債が使えないではないかと。これはもちろん話し合いがつかないと、どちらも特例債は使えません。これは、単独の方も特例債使えないし、西の方も特例債使えないと思。話し合いがつかないと、これは今、県の方は、やはり地方にこういうことは任せていますから、やはり自治体側がきちんと、市の側がきちんと結論を持っていかないと、県だけでいいとか悪いとかっていわゆる、県が裁判官になるようなことは絶対、今はしません。そういうことから、相手方が2市で単独施工で特例債が使えるということは私らも特例債が使えるということの前提になります。そういうことをご了解いただきたいと思。います。

それから、放射能関係であります。確かに農業関係につきましては、我が市で言えば農業関係につきましては、農業関係の損害賠償請求対策協議会が発足して、これは県一本にして、農協関係と農協以外の部分を市の方で受けるということで今、対応しているわけでありすが、損害賠償もやっているわけでありすが。

しかし、観光業に関しましては、特に我が市においては果樹観光は観光業の部類に属するわけでありまして、農協でもなかなか取り扱にくいところがあると。同じナシであっても、農協に出荷する場合は農業の損害賠償請求の対象になる。しかし、いわゆるツアー客を迎え入れる観光

業としてとらえれば、これは今の対策協議会では、農業の損害賠償の対策協議会には乗らないと。こういうところがあるわけでありまして。そういったことから、観光業に対しては、大変、東電の損害賠償がおくれていたわけでありまして。

しかしながら、ようやくここへ来まして、かなり東電も前向きになってまいりました。新聞報道によれば、昨日、観光業関係の方で連絡があつて、県が説明会を開いたと。200社近くが集まったということでありまして、当市において観光業の方が行ったかどうかというのはまだ確認はしていませんが、今朝の新聞報道であります。きのう、私、県庁へ行ってきましたが、多分、その方だと思うのですが、大勢の方が見えておられました。これは今後、たまたま200人近い方が説明を受けたということでありまして、市役所の方でも請求書類を各観光業者に配るという報道でありますから、問い合わせをして、いわゆる観光農業においても請求漏れのないように、市としても連絡を密にしてきちんとした請求をしていくと、こういう必要があるかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

山内議員、残り2分です。

15番 山内庄兵衛君。

○15番（山内庄兵衛君）

今、市長は、場所は発表しない方がいいと。そして、向こうの2つの市の出方を見るという形でありますね。そういう形で本当の腹づもりは、石岡斎場を抜けたくない。そして、自分の意見をどうしても聞かせたいというのが本音だなと私は思うんですけれども、向こうがある程度歩み寄ってきた。そこも絶対に自分の考え以外は通さないという考えだと思うんですけれども、そこらのところ、もう少し歩み寄ったらどうかなと思うんですけれども、むしろ小美玉と石岡に聞けと、言ってもらいたいということなんですけれども、そこらのところ、随分寄ってきたんですから、この歩み寄って、平成4年から始まった、千代田で言えば金子政美村長のときからなんですよ。

○議長（小座野定信君）

時間です。

○15番（山内庄兵衛君）

平成14年からこの計画が入ったんですよ。それらを見ると、もう最終段階。最終段階です。

○議長（小座野定信君）

山内議員、時間です。

○15番（山内庄兵衛君）

その点で本当の腹づもりは抜けないという腹づもりなのか聞かせてください。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まさしく今、私がお話ししたように、9月の半ばに発注、入札をやって、10月に契約してしま

いますと、深刻な法律問題になっていくと。ですから、今の状態よりさらに悪くなるわけであり  
ます。法律問題になって裁判ざたになりますと、単独もできないけど、2市での施工もできなく  
なると。そういうことに石岡市長が突っ込むのかどうかというのは、これはちょっと私が答弁す  
ることじゃなくて、それを逆に、私はそんなことはやってもらっちゃ困りますが、言ったって聞  
かないわけですから、まあ、事態を見るしかない。私以上に頑固なようでありまして、これは、  
その数字を見たってわかると思います。私は倍譲っているんですから。向こうは倍じゃなくて  
30%ぐらいしか譲ってもらっていないわけでありますから、そこら辺は同じ矛先を、ぜひとも齋  
場組合で石岡市長の方に向けていただけたらありがたいと思います。

○議長（小座野定信君）

以上で、15番 山内庄兵衛君の緊急質問を終わります。

次いで発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

公選法違反について。1つ目に市長の公選法の認識等について、全く認識なかったというよう  
な、今まで一貫して答弁しているわけですが、線香を配ったと。政治家は先行投資して  
はいけないという観点から見ても、物を配るといはいけないのかなというふうに私は思っ  
ているわけですが、そういう観点から、市長のブログをね、見ているとおもしろいものが  
いろいろ出てくるんですよ。

まず、市長は曲がったことが大嫌いだ。これは市長のブログにあるんです。で、市長が当選  
してすぐに当選御礼のブログを出しています。今もまだ消していません。これはね、明らかに公  
選法の違反に、抵触しているんじゃないのかなと、私、そう思います。

さらには、3月の3日ですか、私の質問の中で、市長の選挙の収支報告書、間違っているんじ  
ゃないですかと、補正した方がよろしいですよと、私、忠告しております。いまだに直してない。

さらにはね、元気にする会、この収支報告書。収支報告書についてはね、これ、年1回、市民  
の集いの総会をもって発表するということになっております。その収支報告について、これ、お  
かしいんじゃないのかなというふうに私、指摘しております。ということは、これ、収入の部で  
22万2820円ということで、支出総額は21万9560円と。この元気にする会の発足というのが22年の  
4月27日に届け出しております。ところが、この日に繰越金が3万3480円。で、支出総額は21万  
9560円です。この繰越金というのは、実態のない政治団体の繰越金なんですよ。これすらまた  
おかしい。で、市長の答弁は、20万、30万とかというレベルではないと。間違いありませんので。  
じゃあ、あの元気にする会のね、漫画本とかメール便で送ったものは、だれが金出したのか。そ  
れも公選法に引っかかるんじゃないのかなと、私、思います。

さらには、宮嶋光昭後援会規約。この後援会、届け出したのは、私が出してきました。私がつ  
くったんじゃないですよ。たまたまきょうは後援会長もいらっしゃいますが、このときの決算に  
ついては、会計報告は年1回、研究会、講演会で行うというようなことになっております。当選  
して以来、宮嶋光昭後援会の研究会、講演会やったっていう話は一つも聞いてないです。後援会  
員が何人いるか、私、全然知らないです。名簿とったの知りません。ただ、役員がいるのは知っ

ています。そういうのもね、やはり引っかかるんじゃないのかなというふうに私、思います。

さらには、先ほどの質問でも申し上げましたけど、去年の段階で、お盆回りは公選法に引っかかるからというようなことを秘書課に話しておりました。秘書課は、こういうものを坪井さんの時代からつくって回したそうです。こういう中でね、先ほどの山内さんの質問で、市長は秘書課に相談したというようなことを言っておりますが、実際に秘書課に相談したのかどうかね。その結果が何という結果が出たのかお伺いしたいと思います。

この問題については、やはり、公室、秘書課でもってきちんとしておれば、こんな問題ね、回避できたんですよ。じゃあ何のために秘書課があるのか。全く機能を果たしていない。これはね、公室長に聞きます。公用車で私的利用はいかがと。先ほど総務委員長の方から公用車についての会議録、総務委員会での委員長報告ありました。いろいろ委員会の中で議論したように聞いております。この公用車の件でいろいろな話を聞いております。土浦の市議会の選挙の当選祝い、あるいは美浦村の村長選の当選祝いにも公用車使ったと。埼玉県のほうのお葬式にも使ったという話も聞いております。今度の新盆回りにも公用車使ったということを知っているわけですね。こういうことは公室長は全部知っているわけで、この問題についての公室長の見解をお伺いします。

以上、第一回目です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、当選御礼ブログがいまだにそのままということなのですが、ちょっと私も、多分、当選のご報告ということでブログは出したのは覚えておりますが、いわゆるそのブログが違反行為に当たるかどうかについては、ちょっとこれも認識がありませんで、もしまずいということであれば、早速消去させていただきたいと思っております。これはちょっと調べてみます。

それから、選挙収支報告書が何か不適切であるというお話なのですが、これは総務部長が担当だと思っておりますが、そういう報告を、いわゆる収支報告書を出し直せというようなことはちょっと言われた覚えが、記憶がありませんので、もし出したものが適切でないのであれば、あるかどうかについては総務部長からの答弁とさせていただきます。

また、元気にする会とか後援会の収支報告とか会の規約についてのお話ではありますが、これは私も自分で直接やっているわけではありませんので、これはちょっと答弁は差し控させていただきます。

あと、秘書課に相談したのかどうかと。いわゆる坪井さんの時代に、坪井さんも自分の洋酒配りで反省したんだと思うんですが、メッセージを配っていたという話を今されましたけど、そういったことも、私も実は、全市では400軒ありますから、昔は、霞ヶ浦の時代には、出島時代には200軒あれば200円軒回っていたわけですが、最近はそんな馬力もなくなってきたので、関係者しか回りませんが、回りきれない分をどうするかという考慮の中で、メッセージで省略するようなことも考えなかったわけではありませんので、そういった相談はしましたけど、何せもともと、これを自分で持って歩くことについての、新盆回りの金品を自分で持って歩くことについての違法性の認識は全くなかったもので、問題意識がないわけですから、問題意識を持つ

て聞いていれば、もう少し適切な対応がとれたと思うのですが、問題意識がない中でのことでありまして、うかつに追究はしなかったと。それほど追究はしなかったと。深く考えなかったということでありまして、これは本当に申しわけなく思っております。

以上でございます。

**○議長（小座野定信君）**

市長、答弁漏れがございます。お答え願います。

**○市長（宮嶋光昭君）**

秘書課に相談した内容については、今、覚えている範囲で少し詳細にお話をしたいと思います。去年の秘書課時代のことはちょっと忘れたのですが、ことしの秘書課のときは、まず、今、何度も申しますように、自分である程度回れるところは回るという意識がありましたので、それは最初から問題ないという意識なので、それは相談したというよりは、自分で回るよっていうことを言ったと。だから、8月13、14は空けておいてくれよと、そういう意味で相談したということでもあります。

それから、違法性について、これは自分でやればよかったよなど、この程度の受け答えが秘書課長との間にあったのは事実であります。しかし、それが厳密に違法なのか、あるいは自分の金でやればいいのか、物はだめなのか、何か名前を人の名前でやればいいのかとか、悪いのか、そういう細かい相談は全然しておりません。何でしていなかったかという、今言ったように、違法性の認識が足りなかったからであります。

そういった内容の相談でありまして、結果、どうも適切でなかったということは、今になってはもう深く反省をし、認識をしておりますが、このことをもって秘書課長がそのとき大した問題意識を持たなかったからといってとがめるとか、何で言ってくれなかったんだよとか言うつもりは全くありません。全く私の認識がそういうところにあったので、もしかしたら秘書課長が、私がもう丸きり100%、全然問題ないような顔をして話しているところに、秘書課長も、いや、それは市長、絶対だめだよとかっていう、とめるだけの自信もなかったのかなと。そういうふうにもろろ考えた方が妥当ではなからうかと。

そういうところで警察から帰ってきたときに、選管、総務課でもどうも今のところはっきりしないんですというのは明確に覚えています。だから、その程度のことであったのは――相談したということについてですよ、事の重大さがどうこうじゃなくて、相談したという点については、その程度の認識しかなかったと。相談のかけ方が。詳細に申せば、そういうことでありまして、すべて再現することはできませんが、まあ、それでももう少し詳しく言えっていうなら、長々としゃべりますが、幾らでもしゃべるのはできるんですが、そこから先、余りないんですよ。ないから、そんなに聞かないでください。そんなに聞かないでください。だったら。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 島田昌男君。

**○市長公室長（島田昌男君）**

ただいまの栗山議員の質問の中で2点あるかと思えます。

一つは、公室の方できちんとやればこういうことがなかったのじゃないかと。これはおっしゃるとおりでございます。私どもも深く、もうちょっと細かい市長との協議がしていなかったこと

については反省します。

○議長（小座野定信君）

市長公室長、まことに恐縮ですが、はっきりした言葉でお願いいたします。

○市長公室長（島田昌男君）

はい。

深く市長と協議していなかったことについては反省しております。

また、公用車の関係でございますが、公用車すべてを市長の分、わかっているのかというようなことも言われましたが、私どもでも全部、市長の方がどこ行ったとかまでの把握はしていない部分がございます。ただ、今回、新盆の回るときには、公的關係の方を回るといような話は聞いております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

元気にする会、これ、7月2日のブログかな、これ、あるのはね。おれもブログのことはよくわからないけど。このことについてね、はっきり漫画本のこと書いてあるんですよ。ということはね、会計責任者はすべて知っているはずなの。漫画本を印刷した、メール便で送りました。何でここで出てこないのか。これ、公選法、甘く見てるんじゃないのかなと思いますよね。このブログ見ると、非常におもしろいですよ。

で、これは宮嶋光昭後援会と元気にする会の後援会、収支報告書の会計責任者は1人ですからね。すべてがわかってるはず。11月になればね、県の選管へ行けば、情報公開の開示請求すれば、収支報告書もらえます。すべてがわかります。これは楽しみにそれまで待ちましょう。

公室長ね、いかにもあんたわからないような答弁してるけどね、すべてを知ってなくちゃならないんですよ。ね。新盆回りがどうのこうの、今、市長ね、市の選管行ったらば、これも余りはっきりわからない。公室長がね、すべてを出先把握しているわけじゃないんだと。そんなばかな話があっというのかと。プリウスでもって土浦市の市議会議員のところへ行ってるの、みんな見てるんですよ。あと、美浦の村長選の当選祝いにプリウスで行ってるの見てるんですよ。で、新盆回りは回った。ね。公用車を私的に利用することがいいのか悪いのか、公室長ね。

市長はもう1回聞くけどね、市長の収支報告書、ね、市長の収支報告書、これ、自分でよく見てみなさい。大きな間違いありますから。私はご忠告申し上げているんですよ。老婆心ながら注意しますと、補正したほうがいいですよと私は言っているんです。人の話聞かないで甘く見てるからそういうことになる。大きな間違いあるんですよ。私、収支報告書つくったわけじゃないですよ。ただ、それを見抜いただけ。これからでもね、その点、よく見て、どこが悪いのか。会計責任者でよく相談して、補正するなら補正しておいたほうが私はいいと思います。これはだれでも見ることができますから。ね。それは答弁要らないですよ。見なけりゃわからないんだから、今から見てくるんだったら見てきても結構ですけど。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

何で、そんなこと。わかってるから言ってるんだよ、おめえ。ふざけたこと言ってるんじゃないよ。あんたの人件費の使い方、違うでしょうがな。

○議長（小座野定信君）

すみません、議会ですから、慎重なる……。

○14番（栗山千勝君）

人件費。よく調べてごらんなさい。ね。そう言えば、はっきり言いますよ、私。あんたの人件費の支払いのあれ、方法、間違ってますから。ね。

あと、公室長、きちんと答弁してください。

○議長（小座野定信君）

それでは、まず、宮嶋市長より。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

後援会と元気にする会の会計報告については、これは会計の責任者が出しているわけでありませんが、私は直接関与しているわけではありませんが、会計責任者はよく知っておりますので、その方がちゃんときちんと報告をしているはずでございますので、11月になれば開示されるということではありますが、栗山議員は何をどういう根拠で言っているのかわからないのですが、具体的な数字があれば会計責任者に問い合わせもすることができましようが、抽象的な話で言われても、全然答えようがありません。

それから、公用車についてですが、これはいわゆる市長公用車というのは、先ほどもちょっと触れましたけれども、私の行動範囲、あるいは公用車の使い方というのは、いわゆる公人、市長職というのは公人と私人、どこまでが公人でどこまでが私人であるか、例えば今、具体的に美浦の村長選の当選祝いであるとか、あるいは土浦市議選の当選祝いに使ったとか、あるいは川口でしたか、埼玉の方へお葬式に出たのではないかと。これがどこまで私用で、どこまで必要があって公用車を使ったかということにつきましては、私も極力、私的な使い方はしないようにと心がけております。

しかし、この公用車の意味というものは、いわゆる市長というのは、副市長とか、あるいはいわゆる部長とかと大きく違うところは、自分で言うのもおこがましいのですが、それなりの責任があるわけでありまして。やたらに、携帯電話もどんどんかかってきますし、電話しながら運転することも、例えば埼玉へ行く間、自分で、まあ、あのときはその後、こちらへ戻ってきて公務がありましたので大急ぎで、あと、自分の腰が悪かったということもあまして、現実的には行くとすればタクシーで行って戻ってくるという手しかないわけでありまして、そういう、いわゆる公用を果たすために急いでお葬式に行き帰ってくるとか、そういう必要があるわけでありまして。

あるいは、土浦の市議選に歩いていることがまるっきり私用なのか公用か、これは私はいわゆる野にあるときはそんな歩き方はしておりませんから、今回、市長職ということで回っている部分が、市長職でなかったら全然回るようなことはなかったわけでありまして。これは自分の選挙に票を集めるためにやっているわけでもありませんし、やはり今後の土浦との合併を踏まえ、あるいは日常的な、いわゆる市と市の、あるいは市長と村長のいわゆる交際ということで、出陣式と

か当選祝い等には歩いております。これは私だけじゃなくて、よその市町村長もそうしております。

こういうふう非常にあいまいでありますし、万が一、自分の車で歩いていて携帯電話でもかけていてぶつけちゃったとか、あるいは現に、私、この前、5月ごろですか、病院に行くために自分の車運転して、前の車とまったからとまったんですね。そうしたら、後ろからどかんと来ました。幸いに自分はそのときはちょっと痛かったのですが、大した事故にはならなかったのですが、そういう被害者になる場合だってあるわけです。加害者になっても被害者になっても、とにかく、そのとき私が携帯を電話中に後ろからやられたとか、シートベルトしていないでやられたっていうことになると、こっちにもとががあるわけでありまして、そういったことで市民の方に迷惑をかけるということは、これは本意ではありません。しかし、その日はたまたま整形外科へ朝、行くために行き、ずっとその後も私用でありました。だからもちろん自分の車で行ったわけですが、しかし、そういうリスクを負っているということは絶えず意識して、自分の車であっても、何か事故やったら、巻き込まれたら市民に迷惑かけるという意識でやっております。

そういう中で、いわゆる一般職員が使う公用車の使い方とは基本的に首長、あるいは議長もそうありますが、いわゆる普通の職員の公用車の使い方と同じように考えてもらっては、やはり適切ではないのではないかと、こういうふうに思っております。そういった公用車については、そういう認識をぜひとも議員の皆様にも持っていただいて、決して立派な車を欲しいということではありません。私は、車なんか何でもいいんですが、やはりそういうけがを、あるいは事故に巻き込まれる、いろいろかかってくる携帯電話等を気にしながら自分で歩いてけがでもしたら、あるいは相手にさせたら、結局は迷惑かかるのは市民の方でありますから、そういったところにもやはり議員の皆様のご理解をお願いしたいと思います。

**○議長（小座野定信君）**

市長公室長 島田昌男君。

**○市長公室長（島田昌男君）**

ただいまの質問でございますけど、公室長はすべてを把握していなければということでございますけれども、行き先等についてはすべては把握しておりません。前にも総務委員会の方でもお話がありましたけど、例えば、いろいろな総会の、市の方に通知文、市長の出席とか、そういった分については、どこへ行ったとか、県庁に行ったとか、そういったことは把握しておりますが、そのほか、市長の政治的な行動等もあるかと思っております。そういった中の部分においては、私どもも把握していない部分でございます。

ただ、連絡については、会議中とかそういった部分はともかくとしても、携帯等で連絡がつけるような形、方法をとっております。

以上です。

**○議長（小座野定信君）**

14番 栗山千勝君。

**○14番（栗山千勝君）**

根拠のないものを言われても困ると言ってるけどね、これ、一番大事なこと。私も痛感してます。するんであれば、あんたの斎場問題でね、これだけ議論してて、何できちんとした根拠を提

示してできないのか。ね。何の根拠も示してないでしょうがな。

そこでね、これ、資料、あげます。これ見て判断してください。

○議長（小座野定信君）

栗山議員、質疑はよろしいですか。

○14番（栗山千勝君）

それ見てよく判断して、答弁願います。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時46分

---

再 開 午後 3時59分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

元気にする会の収支報告書を今、多分、市民集会か何かでの報告書を見せていただいたのですが、この内容につきましては、私が直接答えることではなくて、会計責任者に答えてもらわなくてはならないと思いますので、ここで答弁することではないと思います。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

当然かもしれない。しかし、これ、市民団体だからね。市長はね、20万、30万じゃないよと。これ、3月定例会で答弁してるんですよ。ね。これは後でわかることだから、またきちんと質問したいと思うんですが。

あと、公用車の使用の問題はね、別に公用車使ったからって、そんな細かいところまでどうのこうのじゃなくて、市長がそう言いたくなれば私も言いたくなる。桜川市の市長の場合にはね、監査請求来て、裁判になって、返還してるんですよ。そういう事例もあるの。だから、使うときにはもう少し真剣になって使ってもらいたい。

市長公室長だってね、ね、あんたがきちんとしてればね、新盆回りやったのわかってるんだから、公用車で。一番、あんた、大事な人ですよ。市長の一番そばにいる方ですよ。ね。もう少し本音で言いたいこともあるけど、これは控えさせてもらいますけど。ね。そんな、いいあんばいやって、議会でいいあんばい、答弁すればいいなんていう問題じゃないし。ね、みんな一生懸命やって、こうやって出てきて質問してるんですから。それをあんた、きちんとわきまえて答弁すべき。

また、自分の仕事もね、きちんと、部下にも指導して、そうしろ、ああしろって指導するのがあんたの仕事。ね。あんたがしっかりしてればね、こういう問題回避できたんですよ。ね。市の公室で新盆回りがどうのこうの、線香持っていくのがどうのこうの、わからないようじゃ、おまえ、公室長なんか務まんないよ。基本的な基本でしょうがな。ね。

[発言する者あり]

○14番（栗山千勝君）

何を聞いてる、市長、何言ってんの。議長、忠告してください。

○議長（小座野定信君）

市長、私語は慎んでください。本会議中です。

○14番（栗山千勝君）

何を聞いてって、ないでしょうがな。な、公室長、あんたがしっかりしなければ、あとあとまだどんどん、どんどん問題が出てくるんですよ。ね。市長公用車使ってるんだから。ね。新盆回りやってんのもあんた、わかってるんでしょうがな。ね。そこらの認識、お伺いします。

○議長（小座野定信君）

本会議中です。私語はお慎しみください。

市長公室長 島田昌男君。

[発言する者あり]

○市長公室長（島田昌男君）

ただいま栗山議員が言われましたように、私の方ももうちょっと詳細についても把握する部分もあったかと思えます。ただ、今回の場合についても、新盆に行くというようなことだけの話だったので、内容の把握がしていなかったということでございます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

まず、元気にする会のお話であります。今、数十万程度の収支報告書ということで持ってきたのでありますが、私が会計責任者に聞いている話では、そんなもんじゃなくて数百万、当然、漫画本も入っていますから数百万の収支報告書が行っているというふうに私は聞いております。これは詳細については会計責任者に聞いていただきたいと思えます。

あと、桜川市長の例を持ち出してきましたが、私は、あの事例で言えば、ああいった事例には私は使うべきではないと思えます。あれは私的な結婚式に行って、そのままうちへ帰ったというふうに聞いていますから、こういった場合は私は十分その点は、そういったところはわきまえています。私的なものであれば、行きも帰りも自分の家から出て、自分の家へ戻ってくるというような場合は、当然、自分の車で行くべきではないかと思えます。しかし、あの点についても、上級審まで行ったわけではないので、あれが必ずしもいいのかどうかというのはわかりませんが、私は、私だったらああいう使い方はしないということです。

新盆回りについても、そういった区分けで、2日目は主に自分の……。まあ、2日目も公的な方もおりました。旧出島地区を回ったわけでありまして、五、六人は、あるいはもっといたかもしれません。公的な方も回っております。13日、初日の日は主に外回りと市内を、千代田地区を回ったわけでありまして、市外についてもほとんど公的なんですが、中に私的な人も、これはいたことは事実であります。しかし、この限られた日数の中で寄り道っていうか、ほとんど寄り道なしに通るようなところでもありますから、そういうところも1軒寄らせていただいたのは事実で

ありますが、そこら辺は応用で、その1軒だけを車乗りかえて、わざわざ自分のうちまで来て車乗りかえてまた行くというような、そういうことまで仕分けするつもりはありませんので、そこら辺は柔軟に考えていただいた方がいいのではないかなと思います。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

無駄をなくすというようなことを訴えてきたわけでございます。そういう中で、ブログにも曲がったことが嫌いということ、そういう観点に立ってね、市長らしく、ね、議員をおちよくるような言葉を使わないで行政運営をやってもらいたい。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

---

### 日程第 3 報告第 7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告について

○議長（小座野定信君）

日程第3、報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告についてを議題といたします。

報告第7号について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第7号 平成22年度かすみがうら市一般会計継続費精算報告につきましては、霞ヶ浦庁舎建設事業及び志筑小学校移転整備事業について、継続費の設定年度が平成22年度で終了しましたので、地方自治法施行令第145号第2項の規定に基づき報告するものがあります。

○議長（小座野定信君）

以上で報告第7号の報告を終了いたします。

---

### 日程第 4 報告第 8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（小座野定信君）

日程第4、報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告第8号について、市長より報告を求めます。

なお、報告第8号については、監査委員から監査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第8号 平成22年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づきまして、平成22年度の決算において算定した実質赤字比率及び連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率からなる健全化判断比率と特別会計の資金不足比率を報告するものであります。

○議長（小座野定信君）

次に、代表監査委員 久保田喜久男君、ご登壇願います。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

○代表監査委員（久保田喜久男君）

平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成22年度財政健全化審査及び経営健全化審査を8月9日に実施いたしました。

審査の対象は、平成22年度かすみがうら市健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めます。

なお、詳細につきましては、皆さん方のお手元にあります別紙審査意見書を添付してごさいますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上でご報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で、報告第8号の報告を終了いたします。

---

日程第 5 報告第 9号 専決処分の報告について

報告第10号 専決処分の報告について

○議長（小座野定信君）

日程第5、報告第9号 専決処分の報告について及び報告第10号 専決処分の報告についての2件をかすみがうら市議会会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

ただいま議題となっております2件について、市長より報告を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました報告第9号及び報告第10号の専決処分の報告につきましては、志筑小学校屋内運動場新築工事及び志筑小学校屋外付帯工事について請負契約を変更するため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定に基づきまして報告するものであります。

○議長（小座野定信君）

以上で報告第9号及び報告第10号の報告を終了いたします。

---

## 日程第 6 議案第 48号ないし議案第 67号

### ○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定について、ないし議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定についてまでの20件を、会議規則第35条の規定により、一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

なお、議案第60号ないし議案第67号までの8件の決算認定については、監査委員からの審査意見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

### ○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました各議案につきまして提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第48号 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の制定につきましては、農業振興地域整備計画の策定や変更等に関し審議する組織として、有識者で構成する協議会を設置するため、条例を制定するものであります。

次に、議案第49号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、スポーツ基本法の施行に伴い「体育指導委員」という名称を「スポーツ推進委員」に改めるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第50号 かすみがうら市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法の一部改正に伴い、寄附金全額控除の対象に特定非営利活動法人を追加し、寄附金税額控除の適用下限額を地方税法で定める「5,000円」から「2,000円」とし、さらに個人住民税等の過料の上限を「3万円」から「10万円」に引き上げ、罰則を強化するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第51号 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例及びあじさい館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、あじさい館の管理、運営を本年10月1日から教育委員会へ事務委任するため条例を改正するものであります。

次に、議案第52号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、子育て支援の充実を図るため、現在では小学校3年生までが対象となっております医療費の無料化について、平成24年4月1日から対象者を中学3年生まで拡大して支給するため、条例を改正するものであります。

次に、議案第53号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険税の減免対象に所得要件による規定を加えるため、条例を改正するものであります。

次に、議案第54号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億5533万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を155億2688万

6000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の組みかえを初め、東日本大震災に伴う災害がれき処分に係る費用及び災害救助法の適用を受けての応急仮設住宅の借り上げ等に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第55号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1082万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億9582万2000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の不足分のほかに、決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第56号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に671万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億71万4000円とするものであります。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合会への精算金及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第57号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2763万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億4433万7000円とするものであります。

内容といたしましては、人事異動による人件費の組みかえを初め、東日本大震災に伴う災害復旧事業としての下水道管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第58号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1715万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億9510万円とするものであります。

内容といたしましては、東日本大震災に伴う災害復旧事業としての農業集落排水管渠布設替工事及び一定の基準値を超えた放射能汚泥の仮置き業務委託に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第59号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2582万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億4462万4000円とするものであります。

内容といたしましては、決算に伴う国・県支出金等の返還金及び一般会計への繰出金、住民の移動に伴う保険料の還付金などに要する経費を計上するものであります。

次に、議案第60号から議案第67号までの8案件につきましては、平成22年度の各会計の歳入歳出決算の認定案件であります。

それでは、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が166億3906万5000円、歳出総額が157億4339万9000円で、差引額は8億9566万6000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源2億1181万5000円を差し引いた実質収支額は、6億8385万1000円となったものであります。

次に、議案第61号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

きまして、概要を申し上げますと、歳入総額が46億6353万7000円、歳出総額が45億5247万4000円で、実質収支額は1億1106万3000円となったものであります。

次に、議案第62号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額、歳出総額いずれも931万5000円となったものであります。

なお、老人保健特別会計につきましては、平成22年度をもって廃止となっております。

次に、議案第63号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5億7323万円、歳出総額が5億6651万5000円で、実質収支額は671万5000円となったものであります。

次に、議案第64号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が12億44万8000円、歳出総額が11億6550万5000円で、差引額は3494万3000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源327万4000円を差し引いた実質収支額は3166万9000円となったものであります。

次に、議案第65号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が3億8667万6000円、歳出総額が3億7720万7000円となり、実質収支額は946万9000円となったものであります。

次に、議案第66号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が26億299万7000円、歳出総額が25億7737万5000円となり、実質収支額は2562万2000円となったものであります。

次に、議案第67号 平成22年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が10億5935万7000円、水道事業費用が9億9478万6000円となったものであります。

この結果、平成22年度は6457万1000円の黒字決算となったわけであります。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が9480万に対し、資本的支出が5億172万8000円であり、支出に対する収入の不足する額につきましては、留保資金等により補てんをしております。

以上、提案理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、各常任委員会でそれぞれ担当部・課長から説明させますので、ご審議のうえ、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

#### ○議長（小座野定信君）

次いで代表監査委員 久保田喜久男君。ご登壇願います。

[代表監査委員 久保田喜久男君登壇]

#### ○代表監査委員（久保田喜久男君）

平成22年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成22年度決算審査を7月26日から8月12日まで実施いたしました。

審査の対象は、平成22年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別

会計及び水道事業会計の各会計であります。

審査の結果であります。審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法及び地方公営企業法の関係法令に準拠して調整されており、計数的な誤りはなく、正確であると認めました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されていると認めます。

そのほか、資金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認めます。なお、詳細につきましてはお手元の審査意見書が添付されておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

**○議長（小座野定信君）**

以上で提案説明及び監査委員からの説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第7日目の9月7日にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は予定しております日程が終了しておりませんので、あらかじめ午後6時まで1時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、会議時間を午後6時まで1時間延長することに決定いたしました。

---

**日程第 7 決算審査特別委員会の設置について**

**○議長（小座野定信君）**

日程第7、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第60号 平成22年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

今期定例会に上程されております、議案第61号ないし議案第67号までの7件については、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する特別会計・水道事業

会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（小座野定信君）**

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、委員の選出を行ってください。

総務委員会は、防災センター2階小研修室、文教厚生委員会は、増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時28分

---

再 開 午後 4時41分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続きまして再開いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に、14番 栗山千勝君、12番 矢口龍人君、10番 鈴木良道君、8番 佐藤文雄君、6番 小松崎 誠君、5番 古橋智樹君、3番 山本文雄君、以上7名を、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に、16番 廣瀬義彰君、13番 藤井裕一君、9番 中根光男君、7番 加固豊治君、4番 田谷文子君、2番 岡崎 勉君、1番 川村成二君、以上7名を指名いたします。

それでは、ただちに一般会計決算審査特別委員会は、防災センター2階小研修室にて、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会は、増築棟2階第5会議室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時43分

---

再 開 午後 4時57分

**○議長（小座野定信君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。再開いたします。

休憩中に一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に古橋智樹君、副委員長に矢口龍人君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に加固豊治君、副委員長に川村成二君。

以上のとおり選出されましたので、ご報告いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、明日午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。  
ご苦労さまでした。

散 会 午後 4 時 5 9 分